

## 山口市すこやか長寿対策審議会設置要綱

### (目的)

第1条 介護保険制度の円滑な運営、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進について、広く市民の意見を反映させるため、山口市すこやか長寿対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及びその他の部門計画に係る高齢者対策の審議に関すること。

(2) 高齢者保健福祉施策の総合的推進に係る提言に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療福祉団体等関係者、サービス利用関係者、被保険者代表のうちから市長が委嘱する。

### (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (運営)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

### (任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。  
(阿東町の編入に伴う経過措置)
- 2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町高齢者保健福祉推進会議設置要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。  
(任期の特例)
- 2 この要綱の施行の日における委員の任期は、改正前の要綱第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。